秋 田 市 教 育 委 員 会 令 和 4 年 3 月 定 例 会 (事前配付資料)

【資料目次】

<u>付議案件</u>			

議案第5号 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件 …1 議案第6号 秋田市指定文化財の指定に関する件 …2

教育長等の報告

- (2) 令和5年度以降の御所野学院高等学校の連携型中高一貫校入学者選抜 …7 について
- (3) 学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について …8

定例会資料:議案第5号令和4年3月18日生涯。学習室

議案第5号

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第2項の規定に基づき、秋田市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和4年3月18日提出

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

氏 名	分 野	役 職 名 等
相 本 歩 美	学識経験者	公立大学法人国際教養大学准教授

任期は、令和4年4月1日から令和5年8月4日までとする。

提案理由

社会教育委員原義彦の辞任に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものである。

定例会資料:議案第6号令和4年3月18日文 化 振 興 課

議案第6号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例(昭和36年秋田市条例第23号)第4条第1項の規定 により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

令和4年3月18日提出

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市指定文化財に指定する物件

44 叫	tz the	員数:	所有者等又は保持者等		
種別	名称		住所	氏名又は団体名	
歴史資料	勝平神社の石造 狛犬	一対	秋田市保戸野鉄砲町 4番28号	宗教法人勝平神社 代表役員 金山智紀	

提案理由

秋田市文化財保護審議会から答申のあった上記の物件を、秋田市指定文化 財に指定しようとするものである。

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、 文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定し ようとするものである。

- 1 指定しようとする物件
 - (1) 勝平神社の石造狛犬

2 文化財保護審議会における審議の概要

令和3年8月から2回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、 指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、令和4年2月 2日開催の審議会に文化財指定について諮問したところ、本物件は市内に所在す る貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであ るとの答申がなされた。内容は以下のとおりである。

(1) 勝平神社の石造狛犬

秋田市保戸野の勝平神社に所在する石造の狛犬で、台座には、「文化6年奉献」「佐藤與吉郎」「八幡丸」「金比羅丸」「(ヨ)」などの刻字がある。

川尻に居住した佐藤與吉郎は、家老渋江和光の手前給人(家臣の家来)で、後に藩主に新家(藩の家来)として召し出された有力者である。また、島根県浜田市の外ノ浦港に残る廻船の記録「諸国御客船帳」(浜田市指定文化財)には、地名「久保田」、船名「八幡丸」「金比羅丸」、船主「佐藤与吉郎」、帆印「 回」が記されており、西廻り航路を利用した買い積み商船である北前船の船主でもあることが窺える。

本物件を通じて、①河川舟運の要衝である川尻に居住する有力者が日本海で商船活動をしていること、②新家・手前給人の活動内容の一端、③城下町に隣接する川尻の位置づけ、④江戸時代後期における北前船による交易やモノの伝播などを知ることができる。

以上のように、本物件は、複合的な要素を物語る資料として、当該期の社会・産業構造などを知るうえで貴重である。

令和3年度秋田市指定文化財候補物件資料

2 員 数 一対

3 種 別 歴史資料

4 所 在 地 秋田市保戸野鉄砲町4番28号

5 所 有 者 宗教法人勝平神社

代表役員 金山智紀

6 寸 法 阿形 狛犬 高さ79cm、幅36cm

台座(狛犬と一体)高さ10cm、長辺66cm、短辺36cm

台座(刻字がある)高さ40cm、長辺84cm、短辺53cm

吽形 狛犬 高さ81cm、幅36cm

台座(狛犬と一体)高さ11cm、長辺66cm、短辺35cm

台座(刻字がある) 高さ42cm、長辺82cm、短辺51cm

7 年 代 文化6年(1809)

8 説 明

本物件は、秋田市保戸野の勝平神社に所在する石造の狛犬である。

勝平神社は大同2年(807) 坂上田村麻呂の遠征の際に勝平山に勧請され、康平年間(1058~1065) 源頼義が勝平明神の名で再建したとされている。その後、寛文2年(1662) 川尻毘沙門町へ、延宝6年(1678) 八橋箱岡への遷座を経て、俵屋火事での社殿焼失を機に、明治20年(1887) 現在地に遷座した。なお、八橋では毘沙門堂と呼ばれたが、俵屋火事の後珍宝神社に、明治25年(1892) 勝平神社に改称された。

狛犬の形態は、作風としての大まかな分類では浪花風(畿内で多く見られる作風)の特徴を持ってる。石材は、狛犬本体が和泉石(大阪府泉南地方・阪南市で産出)、台座が白御影石(瀬戸内地方で産出)と考えられる。台座には、「文化6年奉献」「佐藤與吉郎」「八幡丸」「金比羅丸」「回」などの刻字があることから、船に関わりがある佐藤與吉郎という人物が文化6年(1809)に奉納したものであることが分かる。勝平神社の沿革からすれば、八橋に所在した毘沙門堂の時代に奉納されたことになり、現在地への遷座に際して狛犬も移設されたと考えられる。

佐藤與(与)吉郎については、渋江和光の手前給人(註1)で川尻に居住する人物として『渋江和光日記』に、文政8年(1825)新家(註2)に召し出された人物として『秋田武鑑』に名前がある。一方、島根県浜田市の外ノ浦港に残る廻船の記録で浜田市指定文化財である「諸国御客船帳」には、地名「久保田」、船名「八幡丸」「金比羅丸」、船主「佐藤与吉郎」、帆印「ョ」の記載とともに、「米御売、平子干鰯御買」などが記されている。

これらのことから、勝平神社の石造狛犬を奉納した佐藤與(与)吉郎は、渋江

和光の手前給人で、後に藩主に新家として召し出された人物であり、かつ、西廻り航路を利用した買い積み商船である北前船の船主として商船活動を行っていたことを窺い知ることができる。一方で、「諸国御客船帳」に佐藤與(与)吉郎の在所が「久保田」とされていることは、城下における川尻の位置づけを考える上でも興味深い。

本物件を通じて、①河川舟運の要衝である川尻に居住する有力者が日本海で商船活動をしていること、②新家・手前給人の活動内容の一端、③城下町に隣接する川尻の位置づけ、④江戸時代後期における北前船による交易やモノの伝播などを知ることができる。以上のように、本物件は、複合的な要素を物語る資料として、当該期の社会・産業構造などを知るうえ貴重である。

註1 手前給人 有力家臣の家来の内、主人の居住地と離れた農村に常住しており元は農民 であった者が、その村に知行地を持つ有力家臣の新田開発に多大な貢献をし た功績により有力家臣の家来に取り立てられ主人から知行地を分与された在 村の武士のこと。

註2 新家 地主や商人が藩に金銭や米を献上したり、又は開発、植林、産物の取り立てなどで功績があったとの理由で新しく武士身分になった人のこと。

参考文献

新秋田叢書編集委員会編 1977「羽陰温故誌」『第3期新秋田叢書』(3) 柚木学編 1977『諸国御客船帳上巻』清文堂史料叢書第12刊 柚木学編 1977『諸国御客船帳下巻』清文堂史料叢書第13刊 新秋田叢書編集委員会編 1978「秋田名蹟考」『第3期新秋田叢書』(13) 株式会社平凡社 1980『秋田県の地名』日本歴史地名大系第5巻 三浦賢童編 1983『秋田武鑑』 川尻史談会1989『川尻乃史跡』 秋田県神社庁編 1991『秋田県神社名鑑』 秋田県公文書館編 1996『渋江和光日記』第1巻 秋田県公文書館編 1997『渋江和光日記』第2巻 秋田県公文書館編 1998『渋江和光日記』第3巻 秋田県公文書館編 1998『渋江和光日記』第4巻 秋田県公文書館編 1999『渋江和光日記』第5巻 秋田県公文書館編 1999『渋江和光日記』第6巻 秋田県公文書館編 2000 『渋江和光日記』 第7巻 秋田県公文書館編 2001『渋江和光日記』第8巻 上杉千郷 2001『狛犬事典』 秋田県公文書館編 2002 『渋江和光日記』 第9巻 秋田市 2003『秋田市史』第16巻民俗編 大城屋良助編 2006「東講商人鑑」『復刻 東講商人鑑』 たくきよしみつ 2006『狛犬かがみ』 半田和彦 2016『秋田藩の用語解説』

勝平神社の石造狛犬



吽形 側面



阿形 側面



吽形 正面



阿形 正面



件形 台座「奉献 佐藤與吉郎」の刻字



阿形 台座 「ヨ」の刻字

定例会資料:報告(2) 令和4年3月18日 学校教育課

令和5年度以降の御所野学院高等学校の連携型中高一貫入学者選抜について

1 選抜方法について

・現行の選抜方法を継続し、作文、面接、調査書等により総合的に判断

2 募集人員について

・募集人員 24人(全体の募集定員80人の30%)

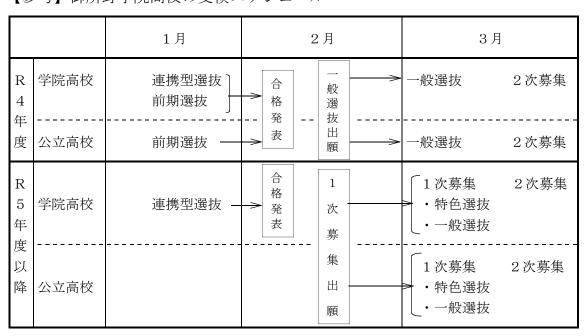
3 実施時期について

- 実施時期 1月下旬
- · 合格発表 2月上旬

4 留意事項について

・合格発表を1次募集の出願前とし、連携型選抜に不合格となった受検生が公立 高校の1次募集の特色選抜および一般選抜の両方に出願可能とする。

【参考】御所野学院高校の受検スケジュール



定例会資料:報告(3) 令和4年3月18日 学校適正配置推進室

学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、地域ブロック協議会において、学校統合の方向性(学校の組合せ)が決定した地域については、学校統合検討委員会で統合の可否を検討している。

また、検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、学校統合準備委員会で、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行っている。

1 学校統合準備委員会の開催状況等

- (1) 第6回上新城小、飯島南小学校統合準備委員会【2月25日(金)書面開催】 ア 主な確認事項
 - ・スクールバス(マイタウン・バス)の運行については、保護者の要望を踏まえ、登下校時は、児童専用の車両とする。
 - ・上新城小の児童および保護者の負担を軽減するため、飯島南小の体育着等 を支給する。
 - ・廃校となる上新城小の体育館とグラウンドについては、地域振興や地域住 民の健康増進のため、地区振興会が管理・運営しながら利活用する。
 - ・閉校記念式典については、歴史の節目にふさわしい式典となるよう、実行 委員会、学校、教育委員会が連携して実施する。

イ 閉校記念式典の概要

- ·式 典 秋田市立上新城小学校卒業証書授与式·閉校記念式典
- 日 時 令和4年3月11日(金) 13:30~14:30
- · 会 場 秋田市立上新城小学校 体育館
- ・内容 市長等のあいさつのほか、修了証書および卒業証書の授与、児童 の呼びかけ、校旗の返還等
- ・その他 閉校記念式典終了後直ちに、閉校記念実行委員会が建立する閉校 記念碑の除幕式を実施

ウ これまでの経緯

令和元年7月30日【第1段階】北部地域ブロック協議会設置(計6回開催)

10月23日 第2回ブロック協議会

令和2年1月14日 第3回ブロック協議会

6月1日 第4回ブロック協議会

2校の組合せで学校統合検討委員会へ進むことが決定 (第5回、第6回は、中学校の組合せを協議、決定)

6月24日【**第2段階**】上新城小、飯島南小学校統合検討委員会設置 (計2回開催)

8月4日 第2回検討委員会 令和4年4月を目途に飯島南小の校舎を使用して統合す ることが決定

8月7日 地域代表、保護者代表、教育委員会の3者で統合に関す る合意書調印

10月21日【**第3段階**】上新城小、飯島南小学校統合準備委員会設置 (計6回開催)

12月17日 第2回準備委員会

令和3年2月16日 第3回準備委員会

4月3日 上新城小学校閉校記念事業実行委員会設置(計3回開催)

4月27日 第4回準備委員会

5月~ 2校による交流事業の開始(計5回)

- 合同運動会(全児童)
- ・ヤマメの稚魚放流 (3年生)
- ・合同まんたらめ体験学習(5年生)
- ・合同交流学習(計2回)(スクールバス乗車訓練)等

8月24日 第5回準備委員会

12月21日 第1回上新城小PTA説明会

令和4年1月20日 第2回上新城小PTA説明会

1月25日 飯島南小入学説明会

(2月25日) 第6回準備委員会【書面開催】 統合に向けた準備事項の最終確認

3月11日 上新城小学校卒業証書授与式・閉校記念式典挙行